

令和3年

東松島市教育委員会第2回定例会会議録

東松島市教育委員会

令和3年東松島市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 招集日時 令和3年2月25日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 1階 101会議室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 相沢 進
教育総務課長補佐 高野 裕行
生涯学習課長補佐 阿部 守克
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務係長 木村 薫
- 7 開会 午前9時00分

8 出席確認

教育長 あらためましておはようございます。出席の確認をさせていただきます。本日は全員の委員さんの出席をいただいておりますので、定足数に達していますので始めさせていただきます。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和3年東松島市教育委員会第2回定例会」を開会いたします。どうぞよろしく願いいたします。

10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認となります。前もって会議録配布してございますので、朗読は省略ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 朗読を省略いたしまして、ご意見のみございましたら受け承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 それでは前回の定例会の会議録については承認とさせていただきます。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、鹿野委員と松岡委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

12 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をいたします。

教育部長 お世話になっております。それでは、資料の教育行政報告一覧表をご覧いただきたいと思
います。

(資料教育行政報告一覧表に従い説明) 以上行政報告とさせていただきます。

教育長 ただいまの教育行政報告について、委員の皆様からご質問等あればお願いします。よろし
いですか。それでは教育行政報告については承認とさせていただきます。

13 議 事

教育長 本日の議事に入ります。承認第2号「専決処分した事件（東松島市附属機関設置条例の
一部を改正する条例について）の承認について」を議題といたしますが、本件について
は承認第3号「専決処分した事件（東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）の承認について」と関連がありま
すので一括で説明をさせていただきます。担当課教育総務課高野補佐から説明をお願い
します。

高野課長補佐 おはようございます。よろしくお願いいいたします。それでは承認第2号「専決処分し
た事件（東松島市附属機関設置条例の一部を改正する条例）の承認について」及び承認
第3号「専決処分した事件（東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」は先程教育長から申し上げた通
り関連がありますので一括で説明させていただきたいと思えます。議案の1ページから
10ページが関連する内容になってございます。9ページの新旧対照表を見ながら説明
させていただきたいと思えます。上段が附属機関設置条例の新旧対照表になります。こ
ちらは2月19日今も開会中の令和3年第1回の市議会定例会の初日に議決されました
東松島市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第47条の5の規定により、現在各学校に学校運営協議会を設置
しております。本協議会につきましては、学校運営の基本的な方針を承認するなど、一
定の権限を持ち意思決定を行う合議体である附属機関となり、本条例の別表に新旧対照
表の教育委員会と上段で教育委員会と記載がある左側から、名称・担任する事務・人
数・それから任期を新規に規定したものになります。併せまして東松島市特別職の職員
で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に学校運営協議会が附属機関になるこ
とにより、その委員が地方公務員法の第3条第3項第2号の規定による特別職の非常勤
職員になることから報酬額を新規に規定したものになります。こちらの10ページの上
段になります。左側が名称、次に対象者、それから右側に報酬額という形になります。
年額5千円という形で新規に規定しているものでございます。また、併せまして本条例
に規定する東松島市生徒指導・支援（いじめ不登校等委員会）につきましては、昨年の
令和2年第1回定例会において附属機関設置条例を制定しておりましたが、名称をいじ
め問題対策連絡協議会に変更したことによりまして、こちらは附属機関として市では扱
わないとしておりましたが、本条例に規定したままとなっていたことから、今回の令和
3年の第1回の市議会定例会において削除・廃止ということといたしました。併せまし
てその下段になります別表第2、こちらは小中学校及び幼稚園の学校医等の名称を学校

保健安全法に規定する役職名称と統一するために改正を行ったものでございます。内容は変わってございませんが表現の変更というものでございます。以上でございます。

教育長 はい、説明がありました学校運営協議会の部分と学校医の部分で表現方法を合わせるといふことで、そのことについてご質問・ご意見等ございませんでしょうか。はい、福田委員。

福田委員 学校の薬剤師、幼稚園の薬剤師、幼稚園医等はどういうことをされているのか分かるのですが、薬剤師がどのような働きかけというか学校・幼稚園に対して役割をどういうことされているのか教えていただきたい。

教育長 では管理監簡単に説明してください。

学校教育管理監 薬剤師、保健師と一緒に飲み水などの管理。学校では毎日測るのですが、それを定期的に測ったり、プールの菌の確認とか濃度の確認を定期的な管理をしていただいております。照明の照度もやっております。水質・照度中心にその調べた結果を基に委員会で改善をする等そういうふうな働きをいただいております。

福田委員 多岐にわたっていただき縁の下の力持ちですね。ありがとうございます。

教育長 それでは承認第2号・承認第3号一括で承認可決とすることよろしいでしょうか。ご異議無しと認め承認第2号・承認第3号を承認可決とさせていただきます。次に承認第4号「専決処分した事件（東松島市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題とします。同じく教育総務課から説明をお願いします。

高野課長補佐 はい、それでは承認第4号「専決処分した事件（東松島市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」説明させていただきます。資料の方は11ページから15ページになりますが、13ページをお開きください。改正の内容につきましては、現在建設中の鳴瀬桜華小学校の校舎の新たな場所への整備完了として、今年4月から供用開始するということに伴いまして、条例上の学校の位置・住所を東松島市小野字裏丁39番地から東松島市小野字宮前31番地に改正を行ったというものでございます。以上でございます。

教育長 所在地の変更というものでございます。ご質問あればお願いいたします。よろしいですか。それでは承認第4号について承認可決としてよろしいでしょうか。ご異議なしと認め第4号を承認可決といたします。次に議案第4号「東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題とします。同じく教育総務課から説明をお願いします。

高野課長補佐 はい、議案第4号「東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。本規則につきましては、先程ご説明させていただきました東松島市附属機関設置条例の一部改正に伴い、主要の改正を行うものでございます。内容につきましては、本規則に規定がありました委員の定数・任期・報酬に関しまして、今般改正された条例に明記されてございますので、本規則からはこちらの定数・任期・報酬に係る規定を削除し併せまして削除した分の条ずれがございましてその部分を繰り上げするといふ内容となっております。ページは18ページから21ページにかけての内容・改正になってございます。以上でございます。

教育長 先程承認いただいた条例改正に沿う形での改正というものです。今説明があったことに

ついてご質問・ご意見等あったらお願いいたします。それでは議案第4号承認可決とすることよろしいでしょうか。ご異議なしと認め議案第4号承認可決といたします。

教育長 次に議案第5号東松島市地域学校協働活動事業補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。担当課の生涯学習課から説明をお願いいたします。

阿部補佐 はい、議案第5号「東松島市地域学校協働活動事業補助金交付要綱の制定について」の説明をさせていただきます。議案につきましては、資料21ページ・23ページとなっております。24ページから29ページまでが申請等に係る様式となっております。説明につきましては、資料30ページの参考資料により説明をさせていただきます。こちらの補助金につきましては、学校を核とした地域の魅力を想像する取り組みとして地域と学校が協働で行う体験型の事業に対しまして補助を行うものということでございます。こちらにつきましては、3の理由にありますように震災から10年の間で地域学校協働活動推進事業として国からこの事業に対して補助金が交付されており、そちらを活用しながら地域と学校で支援活動事業等を行ってまいりましたが、この事業補助が今年度で終了となる背景がございます。令和3年度から行う事業に対しまして、昨年度中に各市民センター、学校等にヒアリングとしてお伺いしたところ、事業は継続をしたいが予算全てがカットされると厳しいというふうなご意見をいただき戴した中で何とか継続をしたいという思いから補助金を新たに創設するものでございます。内容につきましては、こちらの資料2番目になります。冒頭で申しましたように、学校協働活動事業（体験型活動）として子ども達が体験活動をする事業に対しまして、補助をするものとなっております。交付対象団体につきましては、市内の小・中学校単位で1つの団体を対象とするということになります。この対象団体につきましては、学校運営協議会でも地域の組織また市民センターであっても申請の代表になっても構わないということで、幅広の形で対応したいと思っております。補助対象経費につきましては、地域と学校が協働で行う体験活動事業に要する事業費ということで消耗品や講師謝礼などのものを主に考えてございます。補助金額につきましては、1団体につき上限10万円とし、あくまで申請があった団体に対しての交付となっておりますので、予算的に地域で全て賄うよという場合で申請がない場合については交付をしないというふうにご覧いただけます。要綱の概要については以上となります。

教育長 阿部補佐から説明があったことについてご意見・ご質問等あったらお願いいたします。木村委員。

木村委員 震災から10年ということで交付金がカットされる非常に大変なことだろうなと思っております。これは素晴らしい取組だなと思っております。これまでの実績や何団体位からの申請があったのか、もしお分かりになれば教えてください。

教育長 具体の事業とか説明をお願いします。

阿部補佐 これまでの実績ということですが、各地域でほぼ行われておりまして具体的な部分では、例えば矢本西コミュニティ推進協議会では田んぼの学校であるとかお茶席など子ども達を対象にした体験。大曲におきましては伝統文化の伝承ということで和太鼓等の体験支援、それから赤井地区につきましては、凧揚げ・凧作り教室などが対象となっております。また、小野地区協議会等々におきましては、地域の伝承活動とか産業体験活動というふうなことを子ども達と併せて行っておりました。それから宮戸地区におきまして

はセッコク、宮戸島それから嵯峨溪等がございましたが、こちらの大きいものについては説明で洩れましたがセッコクの見学であるとか海苔梳き体験、牡蠣剥き体験等については別枠で市の予算となっておりますが、それらに関連した事業としては行っております。これ以外でも新たな事業提案していただければ、その都度内容を審査させていただきますまして広く対象事業とさせていただきますというふうに考えております。

教育長 農業体験であったり伝統文化の体験だったり等コロナ禍なので自然体で行う等ということによろしいでしょうか。

木村委員 予算の範囲内とあるのですが最大限というかいくら位か。

阿部補佐 市の予算計上としては10万を11校分で110万円の範囲内ということなので10万円を超えてかかったものは10万円まで上限というふうに考えております。

木村委員 はいわかりました。よろしく願いいたします。

松岡委員 規定だと1つの団体を対象にすると、先程宮戸のセッコクと牡蠣剥きはどこに金を落とすとしてどう流れるのか教えてください。

阿部補佐 先程の牡蠣剥きとかセッコクについては、市で別枠の予算を持っているので交付事業とはまた別にですが、1団体の定義というふうなところについては、あくまで学校区単位ということですので、宮戸であれば宮野森小学校の学校運営協議会であってもよろしいですし、宮戸市民センターであってもよいのですが、重複での申請は例えば3団体からくれば30万円になってしまうので、その3つの各団体でお話し合いをしていただいで学校区毎に10万円というふうなイメージで考えてございます。

松岡委員 支払われるところが団体で申請するのではなく、例えば学校運営協議会を通して主催でやればお金は使えるということですね。

阿部補佐 その辺の窓口は、基本的には一本にさせていただきたい。ばらつき無く協議をしていただいで申請する。

教育長 トータルで10万円ということですね。

阿部補佐 はい、3月に入りましたら各地域と学校等も含めて説明しに行きます。

教育長 他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。はい福田委員。

福田委員 プラットホームとかいろんな細かい規定というか、これは駄目、これには出ませんというのがあったのですが、例えば食べるに対しては出ませんよという決まりがありますよね。そういうのが今回は無く、例えば餅つきをすると自分達で作った餅米があって餅つきをして食べるとなると、餅だけ食べる訳に行かないので、きな粉などというものに今までは使えなかったのですが、そういうものにも充てることのできるのですか。どのように使い道に規定がありますか。

阿部補佐 資料22ページの要綱になりまして第3条の2項に補助対象経費にあっても食料品・備品購入費、その他市長が適当でないと認める経費については勿論対象としない。という規定がございますが、今言われたものにつきましては調味料関係について消耗品というふうな取り扱いにしたいと、食料品というのは例えばお弁当だったりそのあとの反省会で使う賄とかだったり対象にはならないよということで、体験の中で使っていただくものについては食料品として取り扱わない形で幅広に対象にしたいと考えております。

福田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 他によろしいでしょうか。それでは議案第5号について承認可決とすることによろしいでしょうか。ご異議なしと認め議案第5号を承認可決といたします。議事については以上となります。

14 報告事項

教育長 次に報告事項に入ります。始めに教育総務課関係からお願いいたします。

木村係長 資料お配りします。先日の地震で各施設に被害がありましたので、その報告だけさせていただきます。いただければと思います。

教育長 お願いいたします。

木村係長 お配りしましたのは宮城県東部教育事務所に教育委員会から教育関係の施設ということでご報告している内容になります。1から9までの項目がありますが、1の児童・生徒の人身被害ですが、矢本第一中学校の2年生女子生徒ですけれども若干揺れてバランスを崩し頭をぶつけたということで通院して欠席がありましたが、今現在は登校して体育の授業にも出席しているというふうな状況。その他の学校については被害の報告等ございません。教職員の人身被害についても各学校被害はございませんでした。次のページの学校の対応ですが、どこの学校も臨時休業・休校等ございませんでした。宮野森小学校は当初から振替休業でしたので、15日は振替休業という形での休みになっておりました。4の授業への影響ですが、こちら宮野森小学校の部分が振替休業ということで先程と同じような内容で特にどこの学校も通常通りの授業が出来ているという状況です。教科書の被害もございません。6の児童・生徒の避難先ということで若干、親戚の家や各避難先に一時身を寄せていた生徒はいたようですが、今現在は自宅に戻っているというふうな状況です。7の施設被害は各箇所で大被害が出ている状況でございます。最初に矢本東小学校からなりますが、被害の箇所として受水槽・給水用のタンクに不具合が起きている。あとプールの外壁の亀裂・校舎北側につきましても壁等に亀裂が入っている状況でございます。大曲小学校については、体育館の手洗い場の窓ガラスにひび割れ、同じく体育館の放送室の暖房の吹き出し口の破損・地下室及び校舎関係で外壁や地面の部分に亀裂が入っているというふうなところがございます。赤井小学校については、家庭科室で蛍光灯が1本落下、大塩小学校は特になかったという報告です。矢本西小学校は、体育館のガラスとステージの天井が破損しているというふうな状況でした。赤井南小学校は報告なしということ。鳴瀬桜華小学校については、校庭・校舎で破損箇所があった。二宮さんの像があったのですがそれが倒壊したという状況、陶器製だったようで倒れて壊れたということですね。桜華小学校は、体育館の出入口の亀裂や窓ガラスの亀裂・昇降口で若干少し間が空いて段差が出たというふうな状況です。宮野森小学校は、校舎の天井斜光幕が破損というふうな状況です。矢本第一中学校は、ボイラ室の復旧で自動停止するものですが震災の揺れによって、それが復旧は完了して通常通り動いているという状況です。旧校舎と校舎の接続部分どうしても新しい建物と古い校舎のつなぎ目部分につきましては、どこの学校もですが揺れの影響があってひび割れができていているというふうな状況でありました。矢本二中は若干項目が多いのですが、矢本一中と同じように校舎のつなぎ目の部分そちらの部分で破損があって若干隙間が空いている状況で段差があったり、隙間が空いている状況でござ

ざいます。校舎の倉庫につきましても、土間の亀裂だったり体育館・武道館の部分で壁に亀裂・駐車場もアスファルトやコンクリートに地割れが若干見られるというふうな状況です。鳴瀬未来中学校については、生徒用の外階段に亀裂一部破損が見られると校舎についてはエキスパンションジョイントで、校舎と校舎のつなぎ目の部分になりますがこの部分で若干の剥がれが見られるというところですが、校舎前のアスファルトの陥没や破損も見られたというふうな状況です。矢本中央幼稚園は、ガラス窓3枚程にひび割れがあった。学校給食センターについては、特に被害はございませんでした。子どもの心のケアハウスについては、ゆふとの1階で賃貸物件となっておりますが、こちらで若干、機械や壁等に破損亀裂等ございますが、こちら賃貸物件ということでどちらが対応するか協議中でございます。市民体育館については、館内の所でアリーナの天井の一部落下ということでパネル関係が落下している箇所がございますので、安全確認上2月一杯休館というふうな対応をしております。大曲の地区体育館についても、特に被害はなし。その他赤井地区体育館・大塩地区体育館・小野地区体育館とか矢本運動公園鷹来の森運動公園についても、大きい被害はない。奥松島運動公園については、外構のコンクリートでひび割れや雨樋一部破損もみられる。縄文村については、床面・外構コンクリートでひび割れが見られ、展示物で赤井遺跡等見させていただいた場所ですが、もろもろの展示物が倒れて割れたりとかしてしまっただけという状況があったようです。図書館は、天井の一部剥がれが見られる。コミュニティセンターについては、玄関帯の一部破損と設備関係で給水管の破損が見られたということでございます。8の人身被害ということで図書館につきましても、特に人身被害はなかった書籍物が倒れてしまい、その復旧に随分労力が必要だったということでした。16日から通常に開館しております。市民体育館は、先程お話しした通り2月末まで休業ということですが、9の指定避難所の状況ということで、地震のその直後で避難所として開設しては閉鎖ということになっております。以上で被害の状況としては、教育関係の被害として報告いたします。その他、市民センター関係も被害があったりとか市内の広範囲で若干被害が各部署から報告がある状況でございます。

木村係長 それでは卒業式の関係の部分でお渡ししてある内容の最終確定ということで、卒業式の割当と入学式の割当をお話させていただきたいと思っております。急遽変更等必要であればお申し出させていただきたいと思っております。併せて担当される学校の案内をコピーしてお渡ししますのでそちらご参考にしていただければと思います。

鹿野委員 未来中学校から卒業式にご遠慮していただくというふうなお手紙をいただいているんですが。

木村係長 未来中学校ですか。鹿野委員あてにですか。

管理監 いつの話ですか。

鹿野委員 何日か前ですね。

福田委員 私にも来ております。

管理監 未来中ですか。宮野森はそういうのがあったと聞いていたのですが。今回については、教育委員さんは教育長と同じ立場で分担していくということで出席を求めているので、そのところは出席お願いしたいと思います。学校にはこちらで確認しておきます。

管理監 委員としては 教育長代理、教育委員会としてお願いしていました。教育長の所に案内が来ているので、そういう意味でのご遠慮くださいではないでしょうか。

教育長 いないな。

福田委員 自治会の会長さんとかに出すのと同じだったのかなと私は思いました。

管理監 そうでしたか。

木村委員 一般来賓はお断りということでしょうか。

福田委員 教育長先生関連は全くそれに関係なく個人的に出る訳ではないので……。少し心配なので。

管理監 この分担によって出席をよろしくお願いいたします。

教育長 今教育総務課から2月13日の地震での被害報告がありました。入学式併せて何かお聞きしたいこと等ございましたらお願いいたします。こまごまと被害ありましたね。ひび割れとか校舎周り、未来中だったかな体育館の壁にひびがあつて、壁の一部でも直すのに足場を組むのにお金が随分かかり、日数もかかりますね。人的被害がなかったのが幸いです。よろしいですか。

木村委員 工事はどこがやるのですか。様子見しているのですか。周辺工事とか…。

阿部補佐 市民体育館ですが東西側の喚起のダクトファンが入っているカバーしている部分の石膏ボードが両サイド落ちたということで、一部落ちそうだとところで教育長先生が話したようにタワーを組んで足場を組んでの交換となりますので、現在の所2月まで休みとなっておりますが、3月場合によっては4月まで入る可能性があるのかなと思います。3月11日に慰霊祭があり、こちらは市民体育館で予定されておまして一部安全対策をとり中央だけを使ってやりたいという方向で今検討されておまして、それが終了した後に本格的な補修作業に入るので、早くとも3月、4月から使えるようにとそこを目指して頑張っていきたいなというところです。現在の状況といたしましてはこんなところです。

教育長 生涯学習課を切り分けしているの、何か報告事項があればお願いします。

阿部補佐 情報共有ということでお話をさせていただきます。明日26日青少年健全育成市民会議から教育長に各学校に対しましてコロナ対策関連ということで、接触型の体温測定器を各校に2台寄贈があります。明日、教育長室で市民会議の櫻井会長から贈呈式を行わせていただきたいと思います。それから関連部分で3月12日矢本第一中学校で立志式、3月17日鳴瀬未来中学校で立志式が行われます。こちらにつきましては、例年市民会議で主催・共催という形で行っていますが、今年度に限りましてはコロナ関係を持ちまして学校が主体となって行うということでございますので、こちらの2校の立志式については、来賓のご案内等今回出さないという形の方向で検討させていただいておりますのでご了承ください。それから、3月5日毎年行われております生涯学習大会は、昨年コロナ関係で中止となりまして今年度も状況が改善しないということもございますので中止となりますが、東松島市報4月1日号を活用いたしまして、今回完全中止ではなくて紙面開催による生涯学習大会の開催というところで関連する内容を市報4月1日号の1ページに掲載をさせていただき、開催するというふうを考えてございます。それから3月の最終でジュニアリーダーの初級研修会が、例年花山国立自然の家で

開催されておりましたが、バスで移動する際のリスク等を勘案致しまして今年度につきましては、大塩市民センターを会場といたしまして2日間通所で行うというふうに例年1泊2日花山で開催していたものを大塩市民センターを会場に2日間通所で行うという変更となっております。以上です。

教育長 はい、生涯学習課から説明がありました件について何かご質問等ありましたらお願い致します。よろしいですか。それではその他ということで何か教育委員の皆さんからご意見・ご報告等ございましたらお願いいたします。木村委員。

木村委員 中学校の高校の入試試験があらうかと思いますが、コロナの対策どんな感じなんでしょう。少しわかればお教えていただきたい。お願いいたします。

管理監 基本的には今学校でやっている対策ですが、消毒・うがい・手洗いあと体温の検温測定ですね。それに基づいて行うということで、もし当日今回3月4日ですけれども4日に体調不良で受けられない場合には、3月10日に追試をすることができる。1次はまとめて発表するという流れになっております。

木村委員 そう言うことは10日以降に発表になるということですか。

管理監 発表については、1次3月16日の発表になります。

木村委員 はいわかりました。

教育長 他にございませんか。それでは今日予定されていた議事及び報告事項については以上となります。

次回定例会は、令和3年3月24日水曜日午前9時から1階101会議室で行います。

また、臨時会を3月12日金曜日10時から3階301会議室で行います。

また、同日午後1時30分から同じ301会議室で第2回の総合教育会議を予定しております。内容については、市長部局と打合せをこれから行う予定であります。

以上を持ちまして令和3年東松島市教育委員会第2回定例会を終了いたします。

15 閉 会 午前9時53分

16 議 事

- (1) 承認第2号 専決処分した事件（東松島市附属機関設置条例の一部を改正する条例）の承認について 承認
- (2) 承認第3号 専決処分した事件（東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 承認
- (3) 承認第4号 専決処分した事件（東松島市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 承認
- (4) 議案第4号 東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について 承認
- (5) 議案第5号 東松島市地域学校協働活動事業補助金交付要綱の制定について 承認

17 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和3年3月24日

会議録署名委員

会議録署名委員